宮崎県東児湯消防組合公表第５号

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成１０年法律第１１７号）第２１条第１項に基づく宮崎県東児湯消防組合地球温暖化対策実行計画を次のとおり改定したので公表する。

宮崎県東児湯消防組合
地球温暖化対策実行計画

～第１期～

令和元年１０月改定版

宮崎県東児湯消防組合

目　次

Ⅰ．基本的事項

Ⅱ．温室効果ガス排出量の状況

Ⅲ．温室ガス（二酸化炭素）総排出量の削減目標

Ⅳ．取組の方針

Ⅴ．計画の推進と点検・評価

第１期　宮崎県東児湯消防組合
地球温暖化対策実行計画

Ⅰ　基本的事項

１　計画の目的

地球温暖化の影響はすでに、異常気象や農作物の不作など、国内外で顕著化しています。国連機構変動に関する政府パネル（ＩＰＣＣ）から発表された第５次報告書では、私たち人間の活動が地球温暖化になっている可能性が非常に高いと報告されました。これを受け、国際社会が一丸となって地球温暖化対策に取り組むため、京都議定書に代わる新たな枠組みとして２０１５年１２月にパリ協定を採択しました。この協定では産業革命以前からの世界の平均気温の上昇を２℃未満に抑えるとともに、さらに厳しい１．５℃未満に抑える努力が必要であるとしています。

日本では２０３０年までに温室効果ガス排出量を２０１３年比で２６％削減することを目標としており、世界上位の温室効果ガス排出国として、その取組に注目が集まっています。

当消防組合では、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成１０年法律第１１７号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）第２１条第１項に基づく地方公共団体実行計画として「宮崎県東児湯消防組合地球温暖化対策実行計画」を策定し、事務・事業により生じる温室効果ガスの排出削減に努め、地球温暖化対策の推進をより一層取り組むこととします。

２　計画の期間

本計画は、平成２９年度を基準とし、計画期間は平成３０年度から令和４年度とします。

３　計画の対象

⑴　対象物質

本計画の対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法に定められた７種類のガスのうち、二酸化炭素（CO^2）とします。

⑵　対象範囲

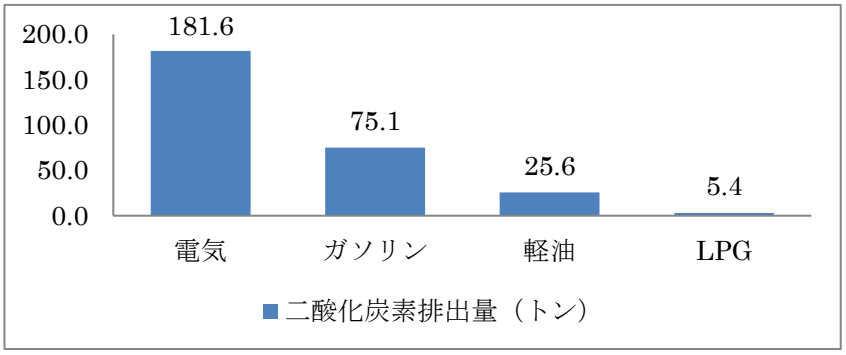
消防本部庁舎、都農分遣所、川南分遣所及び新富分遣所を対象とします。

Ⅱ　温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の状況

宮崎県東児湯消防組合の事務・事業によって生じる温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の割合は、次のとおりです。

温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量

平成２９年度の二酸化炭素総排出量　２８７．７トン



Ⅲ　温室効果ガス（二酸化炭素）総排出量の削減目標

宮崎県東児湯消防組合の事務・事業によって生じる温室効果ガス排出量の削減目標について、基準年度の平成２９年度の二酸化炭素排出量が２８７．７トンであることを踏まえて、下記のとおり目標を設定します。

区　分	温室効果ガス（二酸化炭素）削減目標		
	基準（Ｈ２９年度）	目標（Ｒ４年度）	削減率
電　　気	１８１．６トン	１７０．０トン	６．４％
ガソリン	７５．１トン	７５．０トン	０．１％
軽　　油	２５．６トン	２５．５トン	０．４％
ＬＰＧ	５．４トン	５．１トン	５．６％
合計	２８７．７トン	２７５．６トン	４．２％

◎　本計画の終期である令和４年度までに４．２％削減を目標とし、二酸化炭素排出量を２７５．６トンとする。

◎　本計画５年間で、二酸化炭素排出量を１２．１トン削減する。

Ⅳ　取組の方針

目標に定めた温室効果ガスの削減目標を達成するためには、省エネルギーや省資源など様々な視点から考慮する必要があり、同時に職員一人ひとりが環境配慮の意識の向上と環境負荷の低減に取り組む必要がある。

１　省エネルギーの推進

○　電気使用量の削減

⑴　対象範囲において、省エネルギー効果の高い照明設備・空調設備の導入を検討し、積極的に取り組む。

≪具体的対策≫

消防本部庁舎の照明のＬＥＤ化（各分遣所は、既にＬＥＤ照明）

⑵　消防組合で環境に考慮した行動に取り組むため、週１回「省エネルギーの日」として、節電を目的とした日勤者の定時退庁の徹底を図る。

≪具体的対策≫

毎週水曜日は、原則として午後６時以降、消防本部庁舎３階を一斉消灯する。

⑶　クールビズやウォームビズを積極的に取り入れ、冷暖房の適正管理の徹底に努める。

≪具体的対策≫

①　クールビズ…毎年５月～１０月に実施する。

②　冷暖房…室内設定温度を冷房２８℃・暖房２０℃にする。また、始業前・昼休み・退室時は、こまめに電源を切る。

⑷　電気使用量の多いパソコン等のＯＡ機器や照明等に要する電気使用量の削減に取り組む。

≪具体的対策≫

①　パソコン…昼休みや外出中（１時間以上）は電源を切る。

②　照明…始業前・昼休み・退室時は、こまめに消灯する。

○　燃料使用量の削減

緊急車両以外の公用車は低燃費車・低公害車を導入し、職員はエコドライブ（急発進、急停車をしない等）や相乗りなどを徹底し、燃料使用量の削減に努める。

２　省資源の推進

⑴　物品などを購入する際には、使用実態を考慮し計画的に必要最小限の物を購入する。また、環境ラベリング対象商品（エコマークやグリーンマーク等が表示されているもの）を購入する。

⑵　使い捨て商品の購入を極力控え、詰替えやリサイクル可能な商品を購入する。

⑶　上水道については、節水を心がけ水道使用量の削減に努める。

⑷　両面印刷や集約印刷､片面使用済み用紙の裏紙使用などの徹底を図り、また、庁舎内ＬＡＮの使用や電子メールの利用により用紙使用量の削減に努める。

⑸　公文書を整理するときは、なるべく古紙として排出する（ただし、個人情報が記載されている文書は除く。）。

⑹　廃棄物の分別排出を徹底することにより、廃棄物の減量化、再資源化に努める。

3　その他の地球温暖化防止に向けた取り組みの推進

職員の通勤には、エコ通勤（徒歩・自転車）を推進する。

Ⅴ　計画の推進と点検・評価

1　推進、点検、評価体制

地球温暖化対策実行計画推進会議（議長：消防次長）を中心として、計画の実効性を高めるため、各課長・分遣所長を委員に選任し全体的な取り組みの推進を図る。

地球温暖化対策実行計画推進会議

構　　成	役　　割
議長：消防次長 委員：各課長・分遣所長	・　計画の策定、見直し ・　全体的な推進、点検、見直し ・　職員からの意見の集約・計画の周知
事務局長：総務課長 事務：総務課	・　毎年の温室効果ガス総排出量調査の実施 ・　取り組みに関する指導、助言、情報等の提供 ・　取り組み状況の点検、評価、広報 ・　推進会議の開催

2　計画の調査、集計

毎年度、温室効果ガスの総排出量を全体的に調査し、点検評価を行う。

3　計画の進捗状況等の公表

毎年度、本計画の進捗状況や達成状況等を、ホームページで公表する。